

提 言

我が国の子どもの成育環境の改善にむけて  
—成育空間の課題と提言—



平成20年（2008年）8月28日

日 本 学 術 会 議

心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・環境学委員会・

土木工学・建築学委員会合同

子どもの成育環境分科会

この提言は、日本学術会議心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会及び調査小委員会の審議結果を、取りまとめ公表するものである。

### 子どもの成育環境分科会委員

委員長	仙田 満	(第三部会員)	放送大学教授
副委員長	加賀谷淳子	(第二部会員)	日本女子体育大学客員教授
幹事	矢田 努	(特任連携会員)	愛知産業大学大学院造形学研究科教授
幹事	木下 勇	(連携会員)	千葉大学大学院園芸学研究科教授
	秋田喜代美	(第一部会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
	五十嵐 隆	(第二部会員)	東京大学大学院医学研究科教授
	進士五十八	(第三部会員)	東京農業大学地域環境科学部教授
	村上 周三	(第三部会員)	(独) 建築研究所理事長
	小川 博久	(特任連携会員)	聖徳大学大学院児童学研究科教授
	片田 範子	(連携会員)	兵庫県立大学看護学部教授
	小澤紀美子	(連携会員)	東海大学特任教授、東京学芸大学名誉教授
	小林 章雄	(連携会員)	愛知医科大学医学部教授
	小林 寛道	(特任連携会員)	東京大学大学院新領域創成科学研究科特任教授
	小谷部育子	(連携会員)	日本女子大学家政学部教授
	清水 康行	(連携会員)	北海道大学大学院工学研究科教授
	竹下 輝和	(連携会員)	九州大学大学院人間環境学研究院教授
	藤井 聡	(特任連携会員)	東京工業大学院理工学研究科教授
	無藤 隆	(連携会員)	白梅学園大学子ども学部教授

### 調査小委員会委員

委員長	木下 勇	(連携会員)	千葉大学大学院園芸学研究科教授
幹事	井上 寿		環境デザイン研究所主任研究員
	伊藤 一秀		九州大学大学院総合理工学研究院准教授
	海老原 修		横浜国立大学教育人間科学部教授
	加治 正行		静岡市保健福祉子ども局保健衛生部参与
	川口 雄		(財) 日本交通安全教育普及協会理事
	定行まり子		日本女子大学家政学部教授
	清水 康行	(連携会員)	北海道大学大学院工学研究科教授
	添田 啓子		埼玉県立大学保健医療福祉学部教授
	張 嬉卿		環境デザイン研究所客員研究員
	寺内 義典		国土館大学理工学部准教授
	中津 秀之		関東学院大学工学部准教授
	三輪 律江		横浜国立大学地域実践教育研究センター准教授
	宮本 文人		東京工業大学教育環境創造研究センター教授

# 要 旨

## 1 提言の背景

日本学術会議第20期課題別委員会「子どもを元気にする環境づくり戦略政策検討委員会」の対外報告「我が国の子どもを元気にする環境づくりのための国家的戦略の確立に向けて」（平成19年7月）において、我が国の子どもが近年、学力・体力・運動能力の低下、肥満の増加、生活習慣病の増加、コミュニケーション能力の低下、意欲や向上心の低下、不登校・引きこもりの増加、孤独感、いじめ、自殺等の極めて危機的な状況にあることを指摘し、それに対する総合的、組織的、行動的戦略の提言を行った。本分科会は、その組織的戦略のもとに日本学術会議内に分野横断的に設置された。

この課題別委員会の対外報告では、我が国の子どもを元気にするために、政府及び関連機関は国民と共に包括的な行動的戦略（アクションプラン）の策定に取り組むことを提案し、総合的分析・考察の重要性が指摘される成育環境の4要素、すなわち成育空間、方法、時間、コミュニティについて施策を例示的に示している。本提言は、これらの4要素のうち、特に成育空間の視点から検討を深め、取りまとめられたものである。今後は引き続き方法、時間、コミュニティについての議論を進めることとなる。なお、ここでいう子どもとは、国の青少年育成施策大綱でいう青少年（30歳頃まで）を視野に入れながらも、その成育体験において最も重要な時期といわれる12歳頃までを主な対象としている。

## 2 現状及び問題点と提言の視点

子どもが育まれる環境づくりに必要な空間の基本的条件としては大きく以下の3つの視点を上げることができる。

### (1) 子どもが群れる場の重要性

子どもは、仲間集団、とりわけ異年齢集団の人間関係のなかで社会力を育む。授乳期を終えるころ以降、子どもは仲間と群れて遊ぶうちに仲間との関わり方等を学ぶとともに、運動能力のような基礎的な力を身につけてゆく。現代の子ども達は群れて遊ぶ機会を失っており、群れて社会性を育む場の再構築が早急に求められる。

### (2) 多くの人によって子どもが育まれる場の重要性

かつて子どもは多くの大人達によって見守られながら育ってきた。しかし、現代は核家族化の進行と、地域コミュニティの崩壊で、子どもと親を孤立させている。かつての縁側のような、誰もが気軽に寄りつける空間があまり見られないなど建築も、都市も個別的、閉鎖的な状況を空間的に加速させている。子ども達ができるだけ多くの人々に見守られながら育つような建築的、都市的環境を再構築することが求められている。

### (3) 子どもの視点に立つ環境形成の場の重要性

上記のような場の重要性を踏まえて、子どもの視点に立つまちづくりが構成される必要がある。それには、計画、整備、運営の各段階においての子どもの参加、参画が不可欠である。

### 3 提言の内容

#### (1) 子どもたちが群れて遊ぶ「公園・ひろば」の復活

我が国の公園は、先進国に比べて量的に少ない。それを改善するためには、都市公園の増設、民有地の開放政策を実行するべきである。また安全管理への不安などから子ども公園利用自体も減少傾向にある。公園の安全性を担保するためにも、公園の配置計画、安全管理、維持管理、衛生管理、運営管理を住民の立場に立って行うパークマネジメントを進めるべきである。またプレイリーダー等のプレイワーカー養成と専門職としての雇用が確立される必要がある。

#### (2) 多様な人に育まれる住環境整備の推進

子育てしやすい環境推進のために、中庭などのコモンスペースをもつ低・中層集合住宅、多世代共生型の共同居住型集合住宅を優先的に建設すべきである。また縁側的な公私の中間的領域空間をもつ街並みや、街区づくりの推進を図るべきである。

#### (3) 遊び道の復活

道は子ども達の遊び空間を有機的につなぐ重要な基盤である。生活道路については、子どもの遊びが保障されるよう法律上位置づけ、通過交通を可能な限り排除し、減速化をした上、小さな遊び場、休み場、緑の空間を積極的に付帯できるようにすべきである。

#### (4) 自然体験が可能な環境づくり

我が国の子ども達の自然体験の減少は深刻である。身近な地域に子ども達の発達段階に応じた自然体験の場を整備し、学校教育においてもできるだけ長期の自然体験・共同体験をプログラム化すべきである。

#### (5) 健康を見守る医療環境づくり

勤務医も安心して勤務できる小児科拠点病院の構築、子どもの体調不良に対する親のケア能力を育成する場の整備を推進すべきである。また子ども達の入院施設を単に治療だけでなく、安心して生活でき、回復を促す環境とすることが重要である。

#### (6) 健康生活のための環境基準の整備

子どもを健康被害から守るため、家庭や学校教室、幼児施設におけるハウスダストや建築材料、環境タバコ煙などの空気環境、光（照度）、音（騒音）、映像、電磁波等に対する環境計画ガイドラインを作成する必要がある。

#### (7) 地域コミュニティの拠点としての教育・保育環境整備

子どもたちが大半を過ごす教育・保育施設は、遊び、学びを通じた成育という視点から見た環境づくりが必要である。児童施設、学校施設の低層化（3層以下）による接地性の確保や、地域も運営・管理に携わる学社融合型の学校運営体制を推進すべきである。

#### (8) 活発な運動を喚起する施設・都市空間づくり

子ども達が十分に運動できる場を確保するため、保育所・幼稚園・学校の運動施設の基準の見直し、運動する環境と身体活動量に関する調査研究の推進、子どもの運動施設への適切な指導者の配置が必要である。そして、子ども達が自由に運動できる空間や環境の整備を視野に入れたまちづくりを推進すべきである。

## 目 次

1. 提言の背景	1
(1) 子どもを元気にする戦略	1
(2) 子どもの成育環境	1
(3) 孤独と成育空間	2
2. 現状及び問題点と提言の視点	2
(1) 子どもが群れる場の重要性	2
(2) 多くの人によって子どもが育まれる場の重要性	3
(3) 子どもの視点に立つ環境形成の場の重要性	3
3. 提言	4
(1) 子どもたちが群れて遊ぶ「公園・ひろば」の復活	4
①課題：子どもたちが群れて遊ぶ公園・ひろばの不足と質の問題	
②提言：子どもが『群れる』空間の計画とマネジメント整備	
(2) 多様な人に育まれる住環境整備の推進	6
①課題：子育ての場としての住環境の現状と問題	
②提言：子どもを多様な大人が育む住環境整備の推進	
(3) 遊び道の復活	8
①課題：道における子どもの遊びの減少と住宅地内の道の安全性の課題	
②提言：遊び道の復活に向けて	
(4) 自然体験が可能な環境づくり	10
①課題：自然体験の減少	
②提言：身近な自での体験と自然豊かな農山漁村での長期体験の必要性	
(5) 健康を見守る医療環境づくり	12
①課題：健康を見守る医療体制の危機的状況	
②提言：安心できる小児医療体制とケア能力、回復力を高める場の整備	
(6) 健康生活のための環境基準の整備	14
①課題：子どもの成育環境の環境基準に関する実態	
②提言：環境計画ガイドラインの必要性	
(7) 地域コミュニティの拠点としての教育・保育環境整備	16
①課題：地域における教育・保育環境の位置づけの問題	
②提言：多様な体験機能をもつ学社融合型教育環境整備の推進	
(8) 活発な運動を喚起する施設・都市空間づくり	18
①課題：活発な運動ができる場の現状と課題	
②提言：活発な運動を喚起する空間づくりのために	
4. 提言の展望	20
補注	21
参考資料	100

## 1 提言の背景

### (1) 子どもを元気にする戦略

日本学術会議第20期課題別委員会「子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会」の対外報告「我が国の子どもを元気にする環境づくりのための国家的戦略の確立に向けて」（平成19年7月、以下「子どもを元気にする戦略」と略す）において、我が国の子どもが近年、学力や体力・運動能力の低下、肥満や糖尿病といった生活習慣病の増加のみでなく、コミュニケーション能力の低下、意欲や向上心の低下、不登校や引きこもりの増加、さらには孤独感、いじめ、自殺など、極めて危機的な状況にあることを指摘し、それに対する総合的戦略、行動的戦略、組織的戦略の提言を行った。本分科会は、その提言のもと日本学術会議内部の学術分野横断的組織として設置され、成育環境の質の向上を実現するための施策をより具体的に提言するものである。

「子どもを元気にする戦略」では、我が国の子どもを元気にするため、政府及び関連機関は国民と共に包括的な行動的戦略の策定に取り組むことを提案し、包括的分析・考察が重要な成育環境の4要素（成育空間、方法、時間、コミュニティ）について約30項目の施策を例示的に示している。本分科会は、これら4要素の中の成育空間を取り上げて検討を深めることにより、成育環境の質、特に空間的質の向上を実現するための施策をより具体的に提言することとした。ここでなされる提言は、課題別委員会が示した施策を踏まえつつ補足、再構成し、体系化を図ったものである。〔参考資料1〕

### (2) 子どもの成育環境

子どもの成育空間は、時間、方法、コミュニティと密接に絡みながら成育環境を構成する。ゆえに子どもの成育環境改善への取り組みは総合的でなければならない。空間も、時間的、方法的、人的・社会的条件が整わなければ機能する遊びや活動の場とならず、これらの条件との関係の中で総合的に捉えられる必要がある[1-2]。

教育の分野においては、1930年頃から教育環境学が起こり、環境が教育に及ぼす効果が指摘されてきた。日本の子どもを元気にする環境づくりという点においても施設環境が非常に重要であることは「子どもを元気にする戦略」で指摘した通りである。しかし、本分科会における空間への着目は、今日の問題状況をつくり出している現代都市環境が子どもの生活を閉じ込め、孤立させているとの危機意識がその背景にあるが[1-4]、それは主に手順的なものである。時間的条件、方法的条件、人的・社会的条件（コミュニティ）については、同様の検討を今後、段階的に重ねる予定である。子どもの生活を閉じ込め、孤立させる環境の問題については、「子どもを元気にする戦略」でも述べたように、我が国の子どもが国際的に比較して「極めて孤独」であることなどは深刻に受け止められる必要がある。

### (3) 孤独と成育空間

我が国の子どもが孤独に陥っている原因としては、少子化により子ども達の兄弟、姉妹の数が少ないだけでなく、地域においても同年齢、異年齢の子どもの遊びや活動する機会が少なくなっていること、さらに核家族化によって家族の単位が小さく少人数となって親以外の親戚、例えば祖父母や従兄弟、姪などと交流する機会も少なく、子ども達が親戚を始め親しい大人、先輩(メンター)を持つ機会を失っていること等が挙げられる。直接的な要因として挙げられるこれらの人的・社会的条件の問題以外にも、それと関連した都市・建築に関わる問題も大きい。核家族化を進めてしまいがちな戸建を中心とした住まい、隣の人にも関心をもたないような都市住居、街路に対して閉鎖しがちな住宅のあり方、街路もゆったりと散歩しやすく、道に腰掛け、子どもたちの遊びや行動を見守るような余裕を、車を優先するために失っている。子ども達が群れてあそび、それを大人が温かく見守る公園も少ない。これらの住居や道、公園等のあり方が子ども達や親の孤立を加速している。我が国の子ども達が孤独、孤立していることは様々な勉学や遊び、スポーツ等の生活意欲を喚起される機会を喪失させていると思われる。それによって子ども達が身体性、社会性、感性、創造性という能力を子ども時代に獲得できず成長することが、将来、我が国の人材の枯渇をもたらすことになることになると危惧されるのである。そういう意味において、子どもの成育環境の問題は我が国における最大の環境問題の一つに位置づけられる必要がある。

## 2 現状及び問題点と提言の視点

子どもが育まれる環境づくりに必要な空間の基本的条件として、「群れる場」、「多くの人によって育まれる場」、「子どもの視点に立つ環境形成の場」が挙げられる。これらは「子どもを元気にする戦略」に挙げた現在のわが国の子どもたちの心身の状態、例えば孤独感、希望がない、社会との関係の希薄さ、身体能力の低下などの問題から、子どもたちにとっての空間として何が重要かを議論して提起されたものである。これらは成育環境の質、特に空間的質の向上を実現するための施策をより具体的に提言する第3章以降に共通の視点となるものである。尚、ここで言う成育空間とは、方法、時間、コミュニティという環境要素を考慮しながらの空間であり、「成育の場」とも言い換えることができ、この3つの場の重要性を本提言の視点としている。

### (1) 子どもが群れる場の重要性

子どもは、仲間集団、とりわけ異年齢集団の人間関係の中で社会力を育む[2-1]。授乳期を終えるころ以降、子どもは仲間と群れて遊ぶうちに、ルールを守ること、耐えること、勇気を持つこと、考えて工夫すること、思いやることなどを様々に学ぶとともに、運動能力のような基礎的な力を身につけてゆく。このような過程は、動物、とりわけサルなどの霊長類の社会においても認められる[2-2]。こうした学びの積み重ねが社会力の基礎となり、子どもは、社会の中の存在として自分を自覚し、心身の成

長を遂げることができるのである。子どもが群れる場は、かつては、道ばた、原っぱ、空き地、路地など、地域社会の中に多数存在していた。しかし、現代の子ども達は、これらの場とともに群れて遊ぶ機会そのものを失っており、群れて社会性を育む場の再構築が早急に求められている。

## (2) 多くの人によって子どもが育まれる場の重要性

子どもは、以前は多くの大人達によって見守られながら育ってきた。家族の人数も多く、兄弟も多く、近所で働く大人も多い。こうした人達が地域社会のなかで子どもの成育を見守ってきた。しかし、核家族化の進行、地域コミュニティの崩壊などにより、今では子どもも親も孤立するようになってしまった[2-3]。かつては一般的であった縁側のような、誰もが気軽に寄りつける空間があまり見られなくなるなど、建築も、都市も個別的、閉鎖的な状況を空間的に加速させている。子どもができるだけ多くの人によって見守られながら育つような建築的、都市的環境を再構築することが求められている[2-4~2-9]。

## (3) 子どもの視点に立つ環境形成の場の重要性

上記のような場の重要性を踏まえて、子どもの視点に立つまちづくりが構成される必要がある。それには、計画、活動、運営の各段階においての子どもの参加、参画が不可欠である。各学校区はもちろん、各市町村において、また各都道府県においても子どもの成育空間のためのマスタープランを持ち、長期間にわたって地域住民、子ども達の参加を得て、子ども達が元気に育つ計画、活動、学習の場がつくられることが重要である。

### 3 提言

#### (1) 子どもたちが群れて遊ぶ「公園・ひろば」の復活

##### ① 課題：子どもたちが群れて遊ぶ公園・ひろばの不足と質の問題

###### ア 群れて遊ぶことができなくなった公園

わが国の1人あたりの公園面積は先進国でも極めて低水準であり、圧倒的に公園が不足している[3-1-1]。街区公園等住区基幹公園の利用者数の経年変化は減少傾向にあるが、その年齢層別構成比の変化を見ると、幼児から中高校生までの子どもの利用が減少している[3-1-2]。高齢者の利用の増加等は少子高齢化を反映しているが、子どもの利用の減少は少子化の進行の度合いを上回って明らかに減少の度合いが大きい。子どもたちの公園利用減の理由には子どもの遊びそのものの衰退もあるが、公園に起因するものとして管理不足、それに伴う犯罪の不安の増大や事故の不安からの遊具の撤去[3-1-3]、過剰な禁止事がある。さらに子どもの遊ぶ声が騒音として地裁で認定されるような社会の変化もあり、ますます公園で子どもたちが走り回り大声で遊ぶ事が難しくなっている状況がある[3-1-4, 5]。

###### イ 冒険遊び場運動の盛り上がりとプレイリーダーの不安定な身分の問題

1970年代後半、東京都世田谷区において始まったプレイリーダーが常駐し、子どもの活発な遊びを保障する冒険遊び場運動は、行政と市民団体の協働事業として昭和55年にプレーパークの常設へと結実した。以降、常設箇所は増え、さらに他の自治体、市民運動に広がり、平成19年には233団体が従事している[3-1-6, 7]。冒険遊び場は昭和19年にデンマークで始まり、子どもの遊びを刺激する形態が賛同を集め、英国をはじめ先進工業国を中心に広まった遊び場であるが、運動の広がりとしては日本の展開が現在では世界から注目されている[3-1-8]。しかし日本での多くは市民運動によるものであり、また行政の事業で進めていても、プレイリーダーの雇用は決して安定したものではない[3-1-9]。

###### ウ 公園以外のこどもの遊び場の減少の問題

かつて子どもが群れて遊んだ場として空き地があるが、現在はそのような開放された民有の空き地は極めて少ない。駐車場となったり、フェンスで囲われたり、子どもが原っぱで遊ぶという事も少ない。集合住宅団地の広場は、民地でも近所の子どもも加わって遊ぶ場所となっている。しかし年数を経た集合住宅団地は成長した緑等で豊かな屋外空間となっているものも多いが、近年開発された集合住宅団地では、駐車場に屋外空間が奪われ、遊び場が片隅に整備されたり、日陰であったり、ボール遊びなど活発な動きには不向きであるものも少なくない。[3-1-10, 11]。

## ② 提言：子どもが『群れる』空間の計画とマネージメント整備

### ア 子どもが遊べる公園の増設

子どもの遊びを豊かにするための理念と施策を立てるべきである。具体的には、都市公園を増やすことが必要である。また、量と同時に質も大事であることから、子どもたちの遊びを誘発、活性化する公園、または冒険遊び場の要素を持つプレーパークなどの形態も公園計画の中に組み込んでいくべきである[3-1-12]。遊具の安全性については、予知できない危険は極力排除すべきだが、予知できるリスクは、子どもの遊びを活性化するだけでなく、成長を促すことが知られている[3-1-13]。挑戦した子どもが心身共に成長する公園・広場の計画やデザインを強化するべきである。また計画にあたり子ども達が計画づくりや建設に参画する工夫も求められる。

### イ 子どもの遊びに配慮したパークマネージメントの確立

公園利用者のニーズと地域特性を十分理解した上で、公園の配置計画、安全管理、維持管理、衛生管理、運営管理にいたるすべてを、住民の立場に立つて行う、いわゆる「パークマネージメント」が極めて重要になっている。また地方財政の悪化に伴い、指定管理者制度が導入されてきているが、その時に選定者と指定管理者の子ども観が大きく問われる[3-1-14]。公園利用推進にアイデアと能力を持つものを評価、発掘、奨励し、選定するシステムを開発すべきである。[3-1-15]

### ウ プレイワーカーの養成と専門職としての雇用の保障

プレイリーダー等プレイワーカーの役割は多岐に渡り、子どもの遊びを促進し、遊び場の空間の質を維持管理するために、なくてはならない存在である[3-1-16]。しかし前述のように日本では制度的に不十分であり、不安定な雇用が問題である。大正から昭和のはじめに展開した公園児童指導の歴史からも本来の姿として、子どもの遊びを社会福祉の重点項目と認識し、これを支えるプレイワーカー等の専門家の養成を図ると同時に、社会的位置づけの明確化が不可欠である。

### エ 空き地等民地の遊び場開放の推進

高度経済成長期に子どもの人口増と車交通の増大から、公園整備が間に合わない緊急措置として地方自治体では民地の税優遇措置で子どもの遊び場として開放する施策が積極的に行われた。原っぱ的な空き地が減少した中で、子どもたちが群れて遊ぶ広場として民地の開放政策を固定資産の減免や同一敷地内に建設される建物の容積率、ボーナスを付けるなど様々なアイデアを実行すべきである。

### オ 駐車場の地下化による公園に準ずる場の整備

住宅地では駐車場設置率が急速に上昇し、子どもが遊べる空間を奪っている。集合住宅地では、計画的に整備される遊び場が皆無の街区も出現している。地上に自然の空間と遊びの場を確保する上で駐車場地下化が有効である。周辺地域への開放を条件とするなど公共性を担保することを評価し、推進すべきである。

## (2) 多様な人に育まれる住環境整備の推進

### ① 課題： 子育ての場としての住環境の現状と問題

#### ア 人間関係の多様性の欠如の問題

戦後、核家族化、小世帯化、少子化が進み、子どもを育む家庭や地域の様相も、著しい変貌を遂げてきた[3-2-1, 2, 3]。特に、子どもたちから、住環境における多様な人々との触れあいの機会を奪ってきた点は大きい[3-2-4, 5, 6]。

15歳未満の子どもの人口比率[3-2-3]が小さくなっている中で、子ども同士が触れ合う機会を意識的に準備する必要が生じている。また、小世帯化の進行は、家族の構成員における人間関係を、著しく単純なものとしている。加えて、わが国における父親世代の男性は労働時間及び通勤時間が長く、家事に費やす時間が著しく短く、また家族と過ごす時間が取れていない[3-2-5]。家庭内における父親の不在が問題視されるなか、子どもを抱えた母親は孤立し、心理的負担を感じている[3-2-6]。一方で、地域社会が子どもを育てるという要素も失われつつある[3-2-4]。

#### イ 住宅の閉鎖性の問題

かつては、農村社会でも都市社会でも、住まいという物理的な環境が開放的であったことが、子どもと地域社会との関係を築いていた。しかし、都市化や高密度化の進行と共にプライバシーの尊重、セキュリティ問題が重視され、独立住宅、集合住宅の住戸規模にかかわらず、近隣に対して閉鎖的となり、密室化が進んでいる。それに伴い子どもの地域社会との関係も希薄になっている。

#### ウ 住宅の高層化の問題

高層住宅は、子育ての場としては、低層と比較してデメリットが多い[3-2-2, 7, 8]。幼児期でも年長になると、低層住居の子どもは一人で外出が可能となるが、高層階になるほど子どもの一人での外出は困難となり、親もまた、子どもが一人でエレベータを使用することに不安を感じている。従って、高層階の子どもは親と一緒にしか外出しない傾向となる。さらに、親自身が外出を億劫と感ずると、外出頻度は激減し、外遊び量や子ども同士の交流の機会に影響を与えることになる。

### ② 提言： 多様な大人が子どもを育む住環境整備の推進

#### ア 共用空間（コモンスペース）のある集合住宅、特に低層中庭型集合住宅の推進

例えば集合住宅（積層型集合住宅だけではなく、各戸ごとにテラスを持つ低層の連続住宅であるテラスハウスなど接地型集合住宅、戸建住宅集合も含む）における中庭は、各住戸からのアクセスが良く、住宅に囲まれ外部から空間が保護されており、また、各住戸の大人達の目が行き届くので、安全で安心感もあり、子育ての環境として極めて優れている[3-13]。さらに子どもにとっては、低層階に集まって居住することのメリットは大きく、接地性のある住居であれば、遊び場としての中庭へ

のアクセスも容易であるし、子ども同士の自然な出会いによって、遊び集団をつくるきっかけとなる。3階建から5階建程度の低中層階であれば、階段で出入りも容易であるし[3-2-9]、声も届く。なお高層住宅の開発にあたっては、低層階部分は子育て向けに配慮して計画し、優先的に低価格で低層階に入居できる仕組みをつくるなどの工夫が求められる。

## イ 子育て支援の縁側のような空間の確保

子育て中の親が、他者と関わりを持てるような場が住居の延長上にあるとよい。集合住宅の出入り口付近に、可能ならば管理人の目の届く範囲に子育て情報の掲示板や親子が休息したり遊んだりするスペースを整備すべきである。自宅にこもりがちな親子にとっても、気負わずに利用ができ、適切な情報を得ることができると共に、住民との緩やかなかわりを持つことが可能となる[3-2-10, 11]。また、そのような縁側的な道の整備に対する優遇措置が取られる必要がある。

## ウ 第三の住宅タイプ、共同居住型集合住宅（コレクティブハウジング）の推進

各世帯がコンパクトでも独立完備した住戸を持ちながら、豊かな共用空間があり、食事などの生活の一部を協同化する共同居住型集合住宅(コレクティブハウジング)と呼ばれる多世代共生型の集合住宅は、子育て中の親子には安心感のある住まいの形式である[3-2-11]。1970年代末に北欧では公的賃貸住宅としても取り入れられ、ヨーロッパ諸国や北米へと広がり、各々の国で独自の形態で根付いている。特に、このような多世代共生型の住まい方は、孤立しがちな単身者、高齢者、また、片親世帯や子育て中の共働きの世帯にとって、家事の協同化による合理性に加えて、安心できる人間関係がもたらす精神的な安定が得られものである[3-2-11, 14]。日常生活の一部の協同化と生活空間の共用化は、個人や小世帯では充足できない豊かさと家族を超えた多様な関係を築ける可能性があり[3-2-12, 13]、子どもが社会性を身につける上で重要な価値があると考えられる[3-2-14]。コレクティブハウジングは公営住居において優先的に建設されるべきであり、またそれを促進する法的措置が必要である。民間住宅開発においても誘導する支援システムがとられる必要がある。

## エ 戸建住宅における3世代同居化の推進

戸建住居においても核家族では3世代同居などの住宅建設・運営を推進すべく、公的支援・税制・融資等の支援をさらに図るべきである。

## オ 子育て世帯への住み替え支援

子どものいる家庭の経済的な負担感は大きく、経済的な支援は一層必要である。住み替えのきっかけは、ファミリーサイクルにおけるこどもの成長によるところが大きいことから、子育てに適切な住宅の供給と共に、家賃や転居にかかる費用など、住み替えが容易にできるような仕組みづくりも重要である。

### (3) 遊び道の復活

#### ① 課題： 道における子どもの遊びの減少と住宅地内の道の安全性の課題

##### ア 遊びのネットワークとしての道機能の喪失

「道」は子どもが近隣異年齢の集団で群れて遊び、遊びの中で沿道の大人ともふれあい、社会化する上で重要な空間であった[3-3-1]。そのみならず、子どもが成長とともに行動圏を広げて、公園や空き地など遊び場をつなぐネットワークの要である。しかしながらモータリゼーションの進展に伴い、道路での子どもの遊びを禁止する方向で[3-3-2]、道路および交通行政は進められてきた[3-3-3]。

##### イ 子どもの社会性の発達を育む生活道路での子どもの遊びの減少の問題

群れて道で遊ぶ子どもの姿があまり見られなくなった[3-3-4, 5]。このことは、子どもたちの成長のみならず、地域社会のコミュニケーション、活力、地域を担う人材育成の点でも負の要因である。道路で遊ぶ環境下の子どもと、たえず大人が付き添って公園等に移動して遊ぶ子どもの2群に分けて調査をした結果、明らかに前者の方が社会性や自立性が高いという結果が報告されている[3-3-6]。

##### ウ 住宅地内の道路上での交通（死亡）事故と交通速度の問題

経年変化では子どもの交通事故死者数は減っているが、歩行中の交通事故死傷者数の中では、子どもや高齢者の占める割合は相対的に高い[3-3-7]。幹線道路の歩道の未整備に加えて、歩道を設置する幅員のない住宅地内の道路でも速度規制がないと一般速度規制の時速 60km/時となる問題がある。住宅地内の道を歩いていた保育園時の列にライトバンが突っ込み園児4人が死亡した事故（平成 18 年 9 月）[3-3-8-1]、スクールゾーンで通学中の小学2年生の男児が抜け道で通る車にはねられて死亡した事故（平成 19 年 7 月）[3-3-8-2]などの教訓から、住宅地内やスクールゾーンでの速度規制を徹底するべきである。

##### エ 道路上での犯罪への不安感増大による子どもの「移動の自由」抑制の問題

子どもが犯罪に巻き込まれる凄惨な事件が報道されるたびに、不安感が増大し、子どもの自由な行動を抑制するという社会となっている。このような過剰反応ともいべき現象は先進工業国や途上国の富裕層で顕著であり、その見直しが今起こっている[3-3-10]。また道路沿いの住宅や集合住宅、その他施設が道路に対して閉鎖的な形態となっている。住宅にも、かつては縁側のような半屋外、半社会的な空間があったが、現在はプライバシー確保のために道路に対して閉鎖的な住宅が多くなった。また地域の商店街も閉じたり、空き地、駐車場化して道路へ人の目が注がれることが少なくなっている。これらも道路での犯罪への不安の増大の一要因となっている。

## ② 提言：遊び道の復活に向けて

### ア 生活道路、子どもの遊びが保障される道路の法律上の位置づけ

まずは通過交通とそこに目的として来るアクセス交通を分離し、住宅地内は必要最小限の車が入るような道路網の階層的設計が重要となる。オランダのボンネルフのように交通法規を改正し [3-3-11]、子どもの遊びや居住者の生活が優先する道路を道路法、道路交通法に位置づけるべきである。さらにゾーン 30 のように住宅地内を時速 30km 以下、さらに 15km 以下に抑制する区域を広げるべきである。

### イ 生活道路への「通過交通」進入の可能な限りの排除

袋小路（クルドサック）、歩行者専用道路（モール）の設置、あるいはゾーンシステム（対象地区を複数ゾーンに分割した上で、セル間の自動車移動を制限するシステム）の導入等道路網形態から通過交通を排除する仕組みも積極的に導入する必要がある。特に新しい住宅地の開発ではその点を考慮すべきである。「車を持たない」をスローガンに掲げたフライブルグのヴォーバンでは住宅地の周囲に駐車場を置き、居住地内の道路は子どもが群れるほど、一世帯当たり 3 人が平均と出生率も高くなっている [3-3-12]。

### ウ 車の速度を低減させるための道路構造と法規制の改正

生活領域内に進入せざるを得ない自動車（例えば当該領域内に出発地・目的地を持つ自動車）に対しては、その速度を一定値以下に低減させる物理的環境およびそれを保障する法的環境を整えるべきである。すでに導入されているコミュニティ道路、時間帯規制の遊び場道路などを、より普及しやすい形で、しかも子どもや沿道住民参加で道での生活の課題を共有して整備する必要がある [3-3-13]。

### エ 生活道路として休みやすい空間

生活道路が単に通行だけでなく、道路に開かれた住宅の造り方なども含めて、道路をコミュニティの場とする必要がある。立ち話や街路を見ている人たちがいることが街路の安全性を高める。そのためには官民一体となって休みやすく、滞留しやすい道路空間に再整備する必要がある。

### オ 道路を生活の場に取り戻す具体的な行動

上記のことは 40 年間も議論されてきたことであり、それが普及しえないのはやはり、道路が大人の視点、そして車の運転者側からの視点で見られているからである。子どもの視点からの遊び道の復権に向けた子ども参画の道づくり等の行動が求められる。英国のホームゾーン [3-3-14] も、オランダほどの制度改革ではないが、車よりも人の生活を優先し、子どもたちが安全に遊ぶことのできる道路の区域を実現させている。わが国でいえば「くらしの道ゾーン」等の制度を活用しつつ、様々な地で「優良な事例」を一つでも多く実現していくことが求められる。

## (4) 自然体験が可能な環境づくり

### ① 課題：自然体験の減少

#### ア 子どもの自然体験減少の問題

子どもは人や自然に触れ、かかわりながら遊び、「生きる力」を獲得していく。ルソーの『エミール』に代表されるように子どもの成長に自然環境での体験は重要であるということはいかぬてより認識されている。しかし国立青少年教育振興機構の調査によれば平成10年度と17年度を比較すると明らかに子どもの自然体験は減少している[3-4-1]。しかも都市部のみでなく自然環境が豊かにあると思われる郡部つまり農山漁村でも都市と状況は変わらない。子どもたちの身近から、子どもたちが入ることのできる自然環境が消失してきている。量のみでなく空間の質、そして管理やアクセス、生活等ソフトも含めての課題である。

#### イ 形式的な「サプリメント」としての自然体験の問題

自然体験は、人間が自然の生態系の一部であることを実感し、自然との共生への理解を深めていく行動である。自然体験が豊かな子どもは道徳観や正義感があり、学習意欲や課題解決意欲が高いという相関が認められている[3-4-2]。

都市化の進展は、「外なる自然」破壊という目に見える環境変化だけでなく、人間としての本来もつ感性や五感を劣化させている「内なる自然」の破壊をも引き起こす。国や地方自治体は「少年自然の家」や「農山漁村体験」「水辺の学校」「田んぼの学校」などの事業を実施してきているが、単なる形式的な「サプリメント」として自然体験を与えているだけでは実質効果は得られない。子どもの「内なる自然」を豊かにする体験は、太陽、水、土、泥、緑などにふれることや、小さな昆虫の命に自分の命を重ねたりして、多種多様な生命とのつながりを実感していくことある。それによって、不思議さに驚嘆する感性が育まれる[3-4-3]。子どもの成長に資するプログラムや事前学習など入念でかつ慎重な構想の下に展開されなければならない[3-4-3, 4, 6, 7]。

#### ウ 学校内のみの自然体験教育の限界

自然に触れる経験を伴う環境教育・環境学習を教室の中で、教科書からの知識を与えるだけで済ましてしまう傾向もみられる。子どもたちと地域とのつながりが希薄化し、人とモノ・コトとのつながりや循環といったことを子どもたちが認識しづらくなってしまった今日にあっては、学校からも教室を越えて学んでいくことが不可欠である。さらに子どもたちが自然や多様な人々、地域、まちとのつながりやかかわりを実感できるよう、学校教育と地域の多様な人々が協働して持続可能な地域づくりをめざしていくことが求められている[3-4-9, 10, 11, 12, 13]。

## ② 提言：身近な自然での体験と自然豊かな農山漁村での長期体験の必要性

### ア 身近な地域に幼児期からの発達段階に応じた自然体験の場の整備

公園や幼稚園・保育所の園庭に小さな生き物に触れることのできるビオトープや、その地域の風土に根ざした四季折々に多様に自然が変化する植生の場を設け、子どもの発見・驚き・感動を誘発する場を整備すべきである。また乳幼児をもつ保護者も土や水、生き物、緑に触れてその大切さを実感するよう、親も含めた自然体験学習プログラムが必要である。北欧やドイツの「ムッレの森」や「森の幼稚園」ではすでに実施されており、日本では取り組みが始まったばかりの段階で [3-4-5, 6, 14]、それらの教育・保育環境においては推進・支援のシステムが不可欠である。

### イ 学校教育における自然体験のプログラム化の推進

学校教育で発達段階に対応した校外での自然体験学習を取り入れ、自然体験や活動のねらいを、a. 自然に関心を持ち、自然環境の大切さを感じ取るように展開していくこと、b. 自然の中で多くの仲間や人とかかわりもち、人の優しさを引き出していくこと、c. 困難なことも皆で力を合わせてやり遂げる体験をもたせていくことなど、体験や活動を目的化しないように展開すべきである。 [3-4-9, 10, 11, 12, 15]。

### ウ 子ども参画による身近な自然の再生

地域の住民参加で里地・里山づくりや河川整備に取り組んでいる事例が増えている [3-4-13]。このように行政や専門家の支援を得ながら地域の活性化を包含した自然体験の場を創成していく必要がある。小学生の参加だけでなく、中・高校生や大学生も参加し、大人と共に計画づくりや実際の作業、協働による自然づくりを行うことで持続可能な地域づくりをめざし、さらに荒廃した農地の復元や田んぼの再生活動を通して日本の風土性や自然の循環の仕組みを体感・認識し、新たな生活文化の共創に向かうような取り組みを推進・支援するシステムを設けるべきである。 [3-4-16]。

### エ 自然を案内する専門家（インタープリター）の養成

子どもが自然に触れて感覚を開くには感動や喜び、神秘さを分かち合う大人が必要である。そのためには自然界の不思議な世界を案内する専門家（インタープリター）が必要である。欧米でそのような専門職が確立しているが、わが国では未だにプレイリーダー共に雇用は不安定であり、その養成と雇用の場の保障が求められる。

### オ 長期自然体験の場の整備

プログラムされた日常から解放されるよう、夏休みなど長期の自然体験ができる場の整備が必要である。また全ての子ども達に2つの故郷が持てるよう、学校教育においても自然豊かな地域における長期自然体験・農体験ができるシステムが構築されるべきである。

## (5) 健康を見守る医療環境づくり

### ① 課題：健康を見守る医療体制の危機的状況

#### ア 小児医療環境の課題

小児医療へのアクセスが昼夜を問わず増加している。一方、女性医師の増加、長時間連続勤務などによる過重労働などのため、勤務医を辞める医師が増加して小児の入院診療体制が危機的状況になっている。入院診療を集約化した小児科拠点病院を構築する動きとなっている[3-5-1-1)①②, 2)①]。

#### イ 子どもの病気時の情報提供・親のケア能力育成の場の問題

現代の子育て世代の多くは、少子化・核家族化により子どもと接し、世話することを学習する機会がないまま親となっている。乳児をもつ母親は、特に子どもの体調不良時に対応の困難を感じている[3-5-2-1)①～⑦]。全国で小児救急電話相談が実施されているが、深夜の実施は3県のみである[3-5-2-2)①～③]。病気時の判断やケア方法の日常的な情報提供や支援を行い、親が子どもをケアする力を養う場が地域の中に必要である。現在、次世代育成支援対策が進行中であるが、子どもの体調不良時の対応を含む親のケア能力支援は盛り込まれていない[3-5-2-2)⑧]。

#### ウ 入院中の子どもの生活・遊び環境の課題

病気や治療に立ち向かっている入院中の子どもに安心できる生活や遊びが必要である[3-5-3①]。子どもとの遊びは重要な仕事と看護師は考えているが、9割以上が多忙すぎて遊べていない[3-5-3②]。成人よりも手のかかる小児病棟に成人と同じ比率でしか看護師が配置されておらず[3-5-3③]、また小児病棟に保育士が配置されている医療施設は2割程度である[3-5-3④]。平成18年から保育士を配備する小児病棟に保育士加算が認められているが、高次医療施設には認められていない。大人との混合病棟に子どもが入院することも増えているが、子ども向けの生活環境がない点が問題である[3-5-3④～⑥]。混合病棟の看護師もまた、子どもへの対応に慣れていない[3-5-3⑦]。入院している子どもの遊びを専門的に支援する人の資格と養成課程の確立が急務である[3-5-3⑩⑪]。また、混合病棟での子どもの療養を支援する小児看護専門看護師の活用が必要である[3-5-3⑧]。

#### エ 子どもの受動喫煙による健康被害の問題

受動喫煙の被害は深刻で[3-5-4-1)①]、子どもが過ごすあらゆる場所で受動喫煙の被害を防ぐ対策が必要である[3-5-4-1)②]。また子ども自身の喫煙率が高く[3-5-4-2)①]、多くが自動販売機でタバコを購入しており[3-5-4-2)②]、タバコの自動販売機は全廃が望ましい。妊娠中の喫煙は胎児に重大な健康被害を及ぼすが[3-5-4-3)①]、わが国では妊婦、若年女性の喫煙率が高い[3-5-4-3)②]。

## ② 提言：安心できる小児医療体制とケア能力、回復力を高める場の整備

### ア 男女を問わず病院勤務医が安心して勤務できる環境整備と小児科拠点病院の構築

病院勤務医にとって労働の基本的要件である週 40 時間労働が守られていない。わが国では小児科医の 3 割以上を女性が占めている[3-5-1-3)①]が、女性医師の多くは妊娠中や子育て期間中に離職したり勤務可能な時間が減少したりするため、小児科医としての実働部隊の減少を招いている[3-5-1-1)①]。女性医師が子育てをしながら勤務できるための子育て支援策（保育施設の充実、保育施設入所制度の充実、保育サービスの多様化、放課後児童クラブの推進など）が必要である。さらに、子育て中の女性勤務医のフレックス勤務制の導入、代替医師制度の導入、勤務時間が週 40 時間未満であっても常勤医とするなどの施策[3-5-1-3)②③]、また、産休・育児休暇後の女性医師の職場への復帰を促す再教育体制を可能とする小児科拠点病院の構築を早急に図る必要がある、その為の財政的支援が必要である[3-5-1-3)④～⑥]。

### イ 子どもの体調不良に対応する親のケア能力を育成し子育て、親育ての中核となるファミリーセンターの整備

子どもの病気時の判断、症状への対応、生活方法について必要な知識や方法を伝えるための場、人材（小児救急認定看護師、小児専門看護師・保健師）の育成・活用、予算の確保が必要である。子ども・母親・家族の状況を理解し、母親の不安を軽減し、子どもの養育・療養に必要な知識や方法を伝え、母親が子どもの健康上・発達上の問題を見出し、ケア能力を高める場が必要である。それは地域の保健医療福祉教育施設と連携して母親を支援する人材を抱えた施設であり、子育て、親育ての中核となるファミリーセンターとなるはずである [3-5-2-2)②～⑦]。

### ウ 子どもの入院施設の「安心して生活でき回復を促す」環境としての整備

空間的な子どもの療養環境として、子どもが入院する施設にはプレイルーム、学習室など子どもが安心して生活できる環境を確保する。人的環境として、子どもが入院する小児病棟への看護師の厚い人員配置が必要である。また、高次機能病院にも保育士配置による保険点数の加算を認めることが必要である。病児の遊びを支援する医療保育士等の資格の確立、養成教育課程の確立が求められる。混合病棟での子どもの療養を支援する小児看護専門看護師の活用も必要である [3-5-3)⑦⑧⑩]。

### エ 胎児と子どもをタバコの害から守るための環境整備

教育機関を始め、子どもが利用する施設は完全禁煙とする必要がある。また、家庭で子どもたちが受動喫煙の被害を受けないように、保護者への啓発を強める。子ども自身の喫煙を防止するために、タバコの自動販売機は撤廃することが望ましい。胎児の健康を守るために、台湾の「煙害防制法」のように妊娠中の喫煙を法的に禁止することを考慮すべきである[3-5-4-3)③]。

## (6) 健康生活のための環境基準の整備

### ① 課題：子どもの成育環境の環境基準に関する実態

#### ア 家庭環境に見られる課題

生活スタイルにより家庭での課題も多様であるが、多くの家庭に共通した環境問題は、シックハウス、ダンプハウス、ハウスダスト、タバコの先から上る煙と喫煙者の吐き出す煙が混じり合った環境タバコ煙であろう。シックハウス問題は、建材の改良や平成 15 年度の建築基準法改正により大きく改善した。しかし、高湿度問題に起因するダンプハウス問題、ハウスダストや環境タバコ煙については、まだまだ徹底した対策が講じられてはいない。

#### イ 学校の教室における物理環境の問題

学校の教室環境が子どもの健全な成育に及ぼす影響は大きく、健康だけでなく、学習の効率にも影響を与えることが明らかになっている[3-6-1]。教室環境の良否の問題は、修学期間のみならず、子どもの将来を含む非常に長いスパンでの影響に配慮すべき肝要な課題である。教室内温度は学習に望ましいとされる温度とはかけ離れ[3-6-2]、公立学校の冷房普及率は 100%には程遠い[3-6-3]。室内空気の清浄度については、平成 14 年の学校環境衛生基準の改正以降、ようやく教室においても空気中の揮発性有機化合物の濃度測定が実施されるようになり、微量化学物質による教室内空気質汚染、すなわちシックスクールの実態が顕在化した[3-6-4]。我が国の学校環境衛生基準では、教室内の炭酸ガス濃度は 1500 ppm 以下であることが望ましいとされているが、実態調査の報告例が少なく、正確な現状把握さえできていないのが実情である。花粉や微生物孢子といった各種アレルゲンの健康影響も顕在化する傾向にあり[3-6-5]、教室の空気環境を適切に維持することは喫緊の課題である。また諸外国の教室内の音環境基準を等価騒音レベルで 35dB を中心に 30-40 dB の範囲で設定しているところが多いが、我が国では窓を閉じた状態の騒音レベルは約 50dB (中央値) であり、相対的に高い騒音条件である[3-6-6]。言語能力の発達段階にある子どもには静粛な教室環境を確保することが極めて重要であり、騒音影響の検証と適正な音環境確保に向けた取り組みも求められる。

#### ウ 幼児施設の光、音、電磁波等に関する配慮の重要性

小さな子どもにとって、空気環境、温熱環境だけでなく、光や音に関する環境も非常に重要である。これらに関しては、子どもにとって適切な環境設定に有効な研究成果や指針は皆無に近いと思われる。近年の建築空間は過度に明るく設計される傾向にあり、幼児施設においても例外ではない。自然光が豊かに入ることが理想的で、人工照明によって明るい空間は望ましいとはいえない[3-6-7]。音環境についても、例えば乳児の鳴き声が常に響く保育室は 70~90dB 程度とかなりうるさいことも指摘されており[3-6-8]、吸音対策の必要性も検討すべきである。より良い成育環境を獲得するためには、情報を共有し対策を施すべきという認識さえ無いと思

われるのが現状である。また電磁波などについてはその子どもの成育環境への影響について十分な知見が無い。電磁波においては先進諸国ではすでに注意を促す指針が様々な形で出されているが、日本ではその活動すらあまり目立たない。子どもを安心して育てられる環境づくりにおいてはこれらのことを十分に配慮しておく必要がある。

## ② 提言：環境計画ガイドラインの必要性

### ア 行政主導による研究成果の取り纏めと効果的な情報発信

ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物（VOC）といった化学物質や環境タバコ煙といった有害物質、室内の温熱環境、湿度環境、微生物環境、照明や騒音など、子どもが毎日を過ごす環境において、健康に悪影響を及ぼす要因は数多く存在する。しかしその実態は、正しく認識されているとは考えにくく、また社会全体として改善に向けて対策を講じ、総力で取り組んでいるとは言いがたい。将来を担う子どもの成育環境への配慮は公衆衛生の観点からも重要であり、その具体的な問題提起と指針提示、啓蒙活動は行政の重要な役割である。

### イ 環境基準の見直しと環境調整装置の導入

室内空気質の制御は、化学物質等の汚染物質放散源となる建材・什器等の選定に配慮すると共に、十分な換気量を確保することで濃度レベルを調整することが本質的対策となる。この意味においても換気量確保の問題は継続的な調査と早急な対策が必要な課題といえる。衛生かつ健康的な生活を確保するために、諸外国の基準も考慮に入れて環境基準の見直しを行うと共に、環境基準を満たすための環境調整装置の導入を促進させる枠組みも検討が必要である。

### ウ 光や音などを含めた成育環境の総合的な健康環境基準に関する研究推進とそれに基づくガイドラインの作成

衛生かつ健康的な生活を可能とする最低限の環境を確保すると共に、学習意欲や学習効率を高める室内環境を計画するための具体的な指針を年齢層毎に作成することが必要である。湿度環境や微生物環境、光や音に関する環境設定についても、そこに生活する子どもにとって健全な成育が担保される環境性能確保を検証する仕組みが求められる。光に関して日射の制御や間接光の利用、照明の色やその心理的効果など、音に関して適切な残響時間や必要以上の発声音の抑制、近隣への悪影響の防止対策など、電磁波等についてその子どもの成育環境への影響についてなど、十分な知見が無い。これらの分野については学際的な研究の推進が望まれ、施設面と運営面の双方からの総合的な健康環境ガイドラインを作成すべきである。

## (7) 地域コミュニティの拠点としての教育・保育環境整備

### ① 課題：地域における教育・保育環境の位置づけの問題

#### ア 子どもと地域との関係が希薄化する教育・保育施設の問題

急激な都市化や核家族化などを要因とした地域コミュニティの希薄化に加え、学校選択性などが加わることで、「地域」への愛着が薄れ、地域で子どもが生活し、育てられるという関係は弱まっている。学校や幼児施設に通う子どもたち、保護者は、そこだけでの関係となり、帰宅すると全く異なった矮小化した近隣関係しかなくなってしまう。また人気のある学校に就学希望が集中し、学校設置基準を大幅に下回るような過密な大規模校が生まれたり、児童人口密度の減少により極端に児童数が少ない学校が生まれたりしている。さらに、文部科学省が学校施設の放課後有効活用を推進する方針を打ち出しているにも関わらず[3-7-1]、管理責任の所在、徹底した安全確保が必要とされるなど、現状では多くの課題が山積し、まだまだ広大な敷地を占める学校用地を授業時間以外に十分有効利用できているとは言いがたい。

#### イ 屋外の環境への連続性が欠ける学校建築の問題

外遊びが不足している子どもにとって、高層化した学校は、短い休み時間に外で遊ぶことを困難にしている大きな要因である[3-7-2]。コンクリートの箱と無味乾燥なグラウンドの形態も子どもの心理面への影響を無視した形態である。

#### ウ 教育・保育施設の整備基準の問題

幼稚園では幼稚園設置基準、保育園では保育園最低基準が、最低限の施設整備基準であるが[3-7-3]、多様な体験や様々な集団の中で育つことが必要な子どもにとって、豊かな成育環境整備という観点からは程遠い。またそれらの基準にもとづく補助金・交付金等も十分でない[3-7-4]。また女性の社会進出と生活の連続性の保証のための学童保育施設も需要が高い。学童保育に通う子どもは、小学校での1140時間/年よりも多い1650時間/年を学童保育で過ごす[3-7-5]にも関わらず、施設は適正規模で整備されていない。十分な面積や、室内の遊び場のない施設が4割弱もあり[3-7-6]、公的設置基準の設定が必要である。環境を選ぶことができない子どもたちに、一定の成育環境を提供できる社会システムづくりが望まれる。

#### エ 地域の生活と連続しない学校の問題

地域の中心にあり、子どもやお年寄りも日常的に通うことができる立地の小学校は、教育委員会や自治体のものではなく、地域住民の共有財産として、十分活用される必要がある。しかしながら、防犯面での過剰な反応も作用して学校が地域に対して閉ざして行く傾向がある。コミュニティスクール等の事業も取り組まれているが、教師と地域住民との間のコーディネーター不在などの課題も少なくない。

## ② 提言：多様な体験機能をもつ学社融合型教育環境整備の推進

### ア 発達の連続性保証という観点からの多様な体験機能をもつ環境づくり

子どもたちが大半を過ごす教育・保育施設は、教育・学習という視点だけでなく、遊び、学びを通じた成育という視点からみた環境づくりが必要である。適切な校庭面積、教室面積をはじめとする空間規模（広さ、高さ等）の設定、運動・自然・遊びの3要素が十分体験できる屋外空間の整備[3-7-7]、機能として学習以外の体験、特に労働と遊びの場の確保、同年齢、異年齢、異世代の交流の場の創出[3-7-8]などが望まれる。

### イ 低層で接地性が高い木質校舎及び緑の校庭の整備推進

学校施設の低層化（3層以下）によって接地性を確保し、外遊びの機会を十分確保することが大切である。また木質の優しい空間環境を提供することで、精神的にも安定するとも考えられる[3-7-9]。校庭、中庭等の環境も緑や水辺など子どもたちが身近な自然で生活体験をする場として整備するべきである。

### ウ 望ましい教育・保育施設整備のガイドラインづくり

公的機関としての教育・保育施設は、最低水準を示した基準だけでなく、望ましい教育施設整備の方向性を示すガイドラインの作成も重要である。それらを学校施設設置基準、保育施設整備最低基準等に具体的な形で反映し、国庫補助金・地方交付金の支出基準との連携も含め、地域間格差もなく、総合的な成育環境整備の一環として教育・保育施設整備が取り組まれるよう見直しを図るべきである。

### エ 生活の連続性保証の観点からの学社融合や子育て支援の環境づくり

学校は子どもだけでなく地域住民の日常的生活の場として位置づけられることで、地域に根ざした生活環境の一翼を担うことができる。忙しすぎる学校教員の負担を軽減し、課外活動等を地域が運営・管理する学社融合型の運営体制を構築することが最も効果的である[3-7-10]。自治体と地域との連携手法などを具体的なガイドラインとして作成し、各自治体の教育委員会・児童福祉課等、子どもに関連する部局が密に連携をとりつつ運営管理に当たる体制を早急に構築するべきである。

また核家族化・少子化の中で、母親の孤立が大きな問題となっている。安心して子育てができる地域の構築のため、最も身近な幼稚園・保育園、小学校等が子育て支援機能[3-7-11]を持つことが有効である。この観点においては、施設としての質ではなく、母親が気軽に相談できる場・人・機会ができる限り多くの公的施設に確保されることが重要である。親同士が情報交換できるたまり場を創出し、子育てセンターとしての機能を持つことも望ましい。

## (8) 活発な運動を喚起する施設・都市空間づくり

### ① 課題：活発な運動ができる場の現状と課題

#### ア 子どもの体力・運動能力の低下と格差の問題

今、子ども達の体に起きている危惧すべき現象のひとつは運動能力の経年的低下である[3-8-1]。それは、幼児期にまで遡っていると推察される。学童、青年期を対象とした調査では、運動実施頻度の高い群（実施群）では運動能力は学年が上がっても低下せず、また年齢に伴う伸び率にも変化がない。それに対して、実施頻度が低い群（非実施群）の発育は減速傾向にある[3-8-2]。また個人間の変動も拡大して[3-8-3]、非実施群の激増による実施群と非実施群の二極化が起こっている[3-8-4]。子どもの体力・運動能力の低下の原因のひとつが運動実施の機会減少にあることを示唆するものである。また、少子化を反映して、単独校では中・高等学校の運動部が存続できない現状[3-8-5]や、偏差値の高い高校ほど運動部入部率が高いという教育格差[3-8-6]などの問題もある。

#### イ 活発な運動を保障する空間基準の問題

幼児の運動能力の発達に幼稚園（園庭）の広さが影響する[3-8-7]。学校教育法と児童福祉法には、保育所や幼稚園、学校の遊戯室（屋内・屋外）や体育館の基準が示され[3-8-8]、保育所については、幼児一人あたりの基準面積が示されている。しかし、英国の「シュア（確実な）スタート」の指摘を参照とする産業構造審議会の提言（平成19年）は、人数に拘わらず、子どもたちに活発な運動を保障するミニマム・エッセンシャルズの基準づくりを示唆している。とりわけ、保育所にある屋内・屋外の遊戯室についてそのミニマム・エッセンシャルを満たす必要がある。それはからだを持つ無限な可能性を3次元の開放的空間が健全な発育発達を刺激するからである。一方、子どもの身近にある自由な遊び場としての公園や広場では、一緒に遊ぶ子ども達の安全の観点から、ボールやバット等を使った活発な遊びは禁止されているところが多い。大声で飛び回ることのできる公園も少なく、街路も子ども達が遊びまわり、駆け回ることを困難にしている。都市的な人工空間が子どもたちの運動を阻害しているといえる。このように、子どもの遊び空間への積極的な進出を抑制する社会状況が広がり、その結果、子どもたちの運動量が低下している。

#### ウ 学校やその他の公共運動施設の利用状況及び調査の課題

学校やその他の公共運動施設を放課後や休日に子どもが使用することについては、管理上の問題もあって、必ずしも有効活用されていない[3-8-9]。子どもたちが自由に活発な運動のできる物理的環境整備が不十分なだけでなく、ソフト面の条件整備も不十分である。また、子どもの運動量と環境との関係は必ずしも明確になっていない。子どもの日常的な運動量の実態に関する報告はいくつかあるが[3-8-11-9), 10)], 運動量から我が国の運動環境の基準を決める根拠として確かなエビデンスとなる大規模調査は行われていない。

## エ 指導者やリーダーにみられる問題

保育や教育の中での適切な運動指導は子どもの運動意欲を高めるが[3-8-11-8), 10), 12), 13)], 指導法によっては、運動実施頻度が多くても効果があがらないことが報告されている[3-8-11-6), 11), 14), 15)]. 保育・教育施設外の運動施設や公園においても、子どもの心身の発達に合わせた適切な指導のできる指導者やリーダーが子どもの身近にいない。

## ② 提言：活発な運動を喚起する空間づくりのために

### ア 保育所・幼稚園・学校施設の基準の見直し

子どもが活発な運動を行うために必要なミニマム・エッセンシャルズに基づく、保育所・幼稚園・学校の運動施設整備の基準づくりが必要である。特に、保育所における遊戯室面積の基準見直しは急務であり、早急な行政的対応を提案する。

### イ 運動する環境と子どもの身体活動量に関する調査研究の推進

運動量と環境との関係についての研究はいくつかあるが[3-8-11-1), 5)]実証的研究及び全国規模の調査研究は少なく、今後、運動環境の確保と子どもの身体活動量や体力・運動能力との関係に関する研究が要望される。それにより効果的な運動環境づくりが可能になる。

### ウ 活発に運動できる場の確保と適切なリーダーの配置

乳幼児や他者の安全をはかりながら、活発な運動ができるような公園づくり、および、国・都道府県、大学、大企業の運動施設を開放し、子どもが活発に運動できる空間の増加を提言する。大学施設の開放促進によって、大学生との交流を図ることも期待される。そまた、ミニマム・エッセンシャルズを満たす学校体育施設[3-8-10]が有効利用されるために、学校運動施設への指定管理者制度の適用、子どもの運動について教育をうけた指導者・リーダーの配置などの抜本的なパラダイムシフトを提言する。

### エ 活発な運動が出来る環境を視野に入れたまちづくりの推進

幼児から成人に至るまでの子ども達が自由に運動する空間、学校・幼稚園等の運動施設やスポーツクラブ等の施設、地域の歩道や自然環境の中での運動の場のような、活発な運動を喚起する環境整備を視野に入れたまちづくりが望まれる。インフォーマルな運動空間とフォーマルな運動空間での活動から相乗効果が生まれるからである。

#### 4. 提言の展望

本提言は20期課題別委員会「こどもを元気にする環境づくり戦略政策検討委員会」の対外報告に基づいており、そこでの行動戦略でも掲げられた事例をより体系的に成育空間としてまとめたものである。

本提言は国および地方自治体の政策として反映されるところを望むものであるが、多くの省庁・局に関係するものである。主たる省庁・部局について下記の表に記した。また今後、エビデンスの研究成果が待たれる学会に対しても関連事務局毎に整理を試みた。本来的には行政各機関が自らの問題として子どもの成育環境の視点を受け取ることが重要と思われる。各行政機関、学会・学術団体の積極的な対応を期待したい。

##### 提言に関わる省庁および学会一覧

提言の内容	主な省庁（部局）	主に関係する学会等
(1) 子ども達が群れて遊ぶ「公園・ひろば」の復活	国土交通省（総合政策局、都市・地域整備局、道路局、自動車交通局） 厚生労働省（労働基準局、職業安定局、職業能力開発局）	日本建築学会 土木学会 日本造園学会 日本都市計画学会等
(2) 多様な人に育まれる住環境の整備	国土交通省（総合政策局、住宅局、都市・地域整備局） 厚生労働省（雇用均等・児童家庭局）	日本建築学会等
(3) 遊び道の復活	国土交通省（総合政策局、道路局、都市・地域整備局）	土木学会 日本都市計画学会 こども環境学会等
(4) 自然体験が可能な環境づくり	国土交通省（総合政策局、都市地域整備局、河川局、港湾局） 環境省（総合環境政策局、自然環境局） 文部科学省（大臣官房・文教施設企画部、初等中等教育局） 厚生労働省（雇用均等・児童家庭局） 農林水産省（農村振興局）	日本環境教育学会 日本造園学会 日本都市計画学会 日本保育学会等
(5) 健康を見守る環境づくり	厚生労働省（雇用均等・児童家庭局、医政局、健康局）	日本小児科学会 日本小児保健協会 日本小児看護学会 日本建築学会等
(6) 健康生活のための環境基準の整備	文部科学省（大臣官房・文教施設企画部、初等中等教育局、高等教育局） 厚生労働省（健康局） 環境省（総合環境政策局、水・大気環境局） 国土交通省（住宅局）	日本建築学会 室内環境学会 日本公衆衛生学会 空調調和衛生工学会等
(7) 地域コミュニティの拠点としての教育・保育環境整備	文部科学省（大臣官房・文教施設企画部、初等中等教育局） 厚生労働省（雇用均等・児童家庭局）	日本建築学会 日本保育学会 日本教育学会等
(8) 活発な運動を喚起する施設・都市環境づくり	文部科学省（大臣官房・文教施設企画部、初等中等教育局、スポーツ・青少年局） 厚生労働省（雇用均等・児童家庭局） 国土交通省（総合政策局、都市地域整備局、河川局、港湾局）	日本体育学会 日本発育発達学会 日本都市計画学会 日本造園学会等

注：内閣府は提言の全体に関わるため表中には記載していない